

社会思想史学会 第40回大会セッション「ポスト基礎付け主義と規範の行方」報告

報告者：寺尾範野（共立女子大学）

玉手慎太郎（東京大学）

討論者：山本圭（岡山大学）

田畑真一（早稲田大学）

世話人：高山智樹（北九州市立大学）

（1）趣旨

かつての政治思想においては、それが前提とすべき「規範」の存在は自明であったが、多くの「規範」が相対化され、脱構築された結果として、特定の「規範」の正統性を論じることが現在ではきわめて困難になっている。そうしたなかで提起されているのが「ポスト基礎付け主義 Post-Foundationalism」という立場である。「ポスト基礎付け主義」は、何らかの政治構想を行う際、それがどんなものであれ特定の規範に基づく最低限の「基礎付け」は必要である点において、あらゆる「基礎付け」を拒否する「アンチ基礎付け主義 Anti-Foundationalism」とは立場を異にしている。ただし、「ポスト基礎付け主義」が普遍的で絶対的な「基礎付け」が可能だと考えているわけではない。いかなる「基礎付け」も偶発的、一時的なものであるということ、また常に複数の「基礎付け」が競合して存在しており、そのいずれか一つの「基礎付け」が無前提に特権的な地位を占めることはないということを認め、その上で政治について思考し、あるべき社会を構想していくのが「ポスト基礎付け主義」なのである。本セッションは、こうした「ポスト基礎付け主義」の立場を念頭に置きながら、政治（思想）に対していかなるアプローチが可能なのかを検討しようとしたものである

（2）寺尾範野「政治思想史は規範を語りうるか—M・フリーデンのイデオロギー研究より—」

最初の報告者である寺尾は、「ポスト基礎付け主義」をふまえた上でいかなる政治思想史研究が可能かという方法論的な観点から、イギリスの政治思想史研究者であるマイケル・フリーデンのイデオロギー概念に着目している。寺尾はまず、政治哲学は普遍的真理を探求する場であるべきと主張するレオ・シュトラウスのイデオロギー概念と、歴史的コンテクストの解明を政治思想史研究の最重要課題とみなすクエンティン・スキナーのイデオロギー概念とをそれぞれ瞥見し、普遍主義的な立場からなされるシュトラウスのイデオロギー批判を退け、普遍的な「基礎づけされた価値」ではなく、個々のコンテクストにおいて「価値を基礎づける」という政治的行為こそ、政治思想史が探求すべきものだと述べると同時に、もっぱら支配的コンテクストとの関係においてイデオロギーをとらえるスキナーをも批判して、イデオロギーの複数性やその複数のイデオロギーの競合にも目を向けるべきだと指摘し、様々なイデオロギーが「価値の基礎づけ」を試

みる動的な「言説構造」としてイデオロギーを理解すること、そしてその構造の内外の条件を探ることを、「ポスト基礎づけ主義」時代における政治思想史の重要な課題であると提起する。

そして、そうした課題に答えてくれるのが、オックスフォード大学で長年「政治的イデオロギー研究所」所長を務めてきたマイケル・フリーデンのイデオロギー概念である。寺尾によれば、フリーデンは従来のイデオロギー概念がまとっていた否定的なイメージを拭い去り、「本質的に論争的 essentially contestable」なものである多様な政治的諸概念が、相互に定義付けを行っていくなかで、特定の概念が「脱論争化」され、「普遍化」されていく、その構造的プロセスをイデオロギーとみなしている。従って、フリーデンにとってのイデオロギー研究とは、特定の政治的概念が「脱論争化」される過程において、その政治的概念そのものの論理性とその政治的概念を規定する文化的な要因とを確定する歴史的研究となる。

例えば寺尾が示すように、19世紀末のイギリスにおいては、ニューリベラリズムが自らのイデオロギーをリベラリズムや社会主義のそれと巧みに差別化・差異化し、さらには社会主義イデオロギーを部分的に包摂することで、「脱論争化」を行い、「自由主義の復活」を実現した。こうした過程を歴史に即して研究するのが、フリーデンのイデオロギー研究なのである。従ってそれは、特定の規範を志向する規範研究というよりは、あくまで規範の経験的研究と言うべきであろう。しかし寺尾は、フリーデンのイデオロギー研究は結果として、何らかの規範を志向する作業に寄与すると主張する。それは、特定のイデオロギーを実践するための手がかりになるばかりか、特定のイデオロギーに立ちとうとする私たち自身の規範的立場への反省的理解をも深化させてくれるのである。

(3) 玉手慎太郎「人々は民主主義になにを求めているのか？—ミル・ラクラウ・センの民主主義論より—」

続く報告者である玉手は、まず経済学で想定されている「完全競争市場」に対応するような、民主主義が十全に機能している「理想状態」をどのように想定できるかという問いを立てる。そしてミルの『代議制民主主義』を参照しつつ、民主主義においては、意思決定が公衆全員の参加に基づいて行われるという「選択主体正当性」と、その決定によってもたらされる帰結が公衆全員の利害にかなっているという「受益主体正当性」の両者を満たした状態が「理想状態」と考えられてきたと整理する。しかし現実には、大半の政治制度は、一方の正当性を確保することで他方の正当性を確保できないという矛盾を抱えており、そこから現状への不満が生まれ、社会が不安定化することになる。もっとも、「選択主体正当性」と「受益主体正当性」の両者を完全に充たすことはほぼ不可能であり、また「選択主体正当性」を犠牲にして「受益主体正当性」を充たすためには、公衆にとっての利害を公衆自身の見解とは別に客観的に決定することができるという、「基礎づけ主義的」な前提を必要とするため、「ポスト基礎づけ主義」の立場とは相容れない。したがって「ポスト基礎づけ主義」をふまえた上でこれからの民主主義が向

かうべき方向は、「選択主体正当性」を第一義的に確保することではなくてはならない。

そうした、「受益主体正当性」を二義的なものとした代表的な議論として、ラクラウとムフのラディカル・デモクラシーがある。しかしながら、常に複数性と開放性を前提とし、したがってそこから何が導き出されるかは一切保証しないラディカル・デモクラシーにおいて、その帰結がラクラウらの楽観主義を裏切って、きわめて「望ましくない」ものになりうる可能性をどうとらえればよいのだろうか、と玉手はさらなる問題提起を行う。民主主義において、「受益主体正当性」を完全に放棄することは、きわめて困難なのである。そこで玉手が取り上げるのは、アマルティア・センの議論である。センは、「公共的理性」に基づく決定を支持する熟議民主主義を提唱しているが、注意すべきはセンが「公共的理性」が完全な正義をもたらすとは主張していないことである。おそらく「ポスト基礎付け主義」を想定しているセンは、現実には完全な正義を達成することはほぼ不可能であるが、しかし「公共的理性」は現実社会の比較考量によって相対的な不正義を除去することは可能であり、そうした「実現志向的社会比較」こそが目指すべき方法だと論じているのである。玉手が認める通り、センの議論は「公共的理性」による判断の最終的な解答には触れないし、したがって個々の判断の過程が改善に向かっていることも論証できない。ただしセンは、公共的理性が現実にもうまく機能している事例を提示することによって、公共的理性の適切さを「例証」しているのであり、こうした態度は「ポスト基礎付け主義」時代における民主主義の正当性を確保するための一つの手がかりとなりうるのである。

(4) 討論者コメント

以上の報告に対し、まず山本からコメントがなされた。寺尾報告に対して山本は、フリーデンのイデオロギー論とラクラウ、ムフの言説理論との共通性にも現言及した上で、①フリーデンの一言すると「中立的」な態度が、マルクス主義を中心としてこれまでのイデオロギー概念が担ってきた現状に対する批判的な態度を骨抜きにしてしまう恐れがあること、②フリーデンは、「脱論争化」の過程においてイデオロギーの「論理的規定因」を重要視しているが、ラクラウ、ムフの言説理論には「享楽」の観点が欠けていたという批判があるのと同様、フリーデンもまたイデオロギーの感情的／情動的側面を軽視しているのではないか、という2点を指摘した。

また玉手報告に対して山本は、①センの「例証」によって民主主義の正当性を確保できているかどうかは疑わしく、したがって民主主義の帰結が不確定であるという状況は変わらないのではないか、②そもそも、民主主義の理想形態という問題設定自体が「基礎付け主義的」であり、民主主義の不可能性／不完全性を受け入れた上で、なおかつ特定の規範的立場を擁護しうるかどうかまでを問う「ポスト基礎付け主義」の立場からすると、センの帰結主義は受け入れられないのではないか、という2点を指摘した。

続く田畑は、まず寺尾報告について、①フリーデンとスキナーの方法論の違いはさほど明確でない、②イデオロギーの「普遍化」という説明があったが、その「普遍化」と

はフリーデン自身の言葉なのか、そうだとすればどのような意味で使われているのか、の2点について、また玉手報告については①「受益主体正当性」と「選択主体正当性」という区分は「正当性」と「正統性」の区分と置き換えることができると考えるが、「正当性」というとき、公衆にとっての「利害」とは具体的にどのようなものを想定しているのか、②センにおいては、ケイパビリティが「受益主体正当性」における共通の通貨の役割を果たしていると考えられるが、「受益主体正当性」を確保するために、このような通貨としての機能を果たす媒体が必要なのか、という2点について指摘があった。

その後、両討論者からのコメントに対して両報告者がリプライを行った上で、会場との質疑応答を行った。会場の参加者は28名であり、きわめて活発な討論が行われた。

(文責：高山)